

公益社団法人 津歯科医師会旅費規程

第 1 条 旅費は、この規程の定めるところにより支給する。

第 2 条 津歯科医師会（以下「本会」という。）の役員又は会員が業務のため出張する場合は、当該役員及び会員に対し次の旅費を支給することができる。

運賃	グリーン料金、特急料金、急行料金、指定席料金を加算する。		
日当	1日に付き	10,000円	
車賃	1日に付き	1,000円	
宿泊料	1夜に付き	県内15,000円、	県外20,000円

第 3 条 本会の職員が業務のため出張する場合は、当該職員に対し次の旅費を支給することができる。

運賃	特急料金、急行料金、指定席料金を加算する。		
日当	1日に付き	県内 1,000円、	県外 3,000円
車賃	1日に付き	1,000円	
宿泊料	1夜に付き	10,000円	

2 職員が役員又は会員に同行して業務のため出張する場合は、前項の規定にかかわらず、運賃及び宿泊料は前条に準じて支給する。

第 4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。

第 5 条 他団体等の開催する会議等に本会を代表又は会長の依頼により出席した場合、その出席した団体等から旅費の支給を受けた額が本会支給の額と格差がある場合は、その差額を受けすることができる。

第 6 条 旅費の支給につき、この規則により難しい場合には、会長の定めるところによる。

第 7 条 この規程を改正し、または廃止しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、定款第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。